
資料編

中野市環境基本条例

環境審議会委員名簿

策定経過

パブリックコメントでの意見

環境審議会 諮問・答申

前計画での主な取組内容

前計画での「環境面での指標」達成状況

アンケート調査結果

用語解説

(1) 中野市環境基本条例 (平成17年4月1日条例第112号)

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全は、市民が健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、この環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての者の公平な役割分担のもと、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球環境に深くかかわっていることを認識して、すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、自らその社会活動に際して環境の保全に資する取組みを率先して実行するとともに、市民及び事業者の環境の保全に資する取組みの支援に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等により環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するための必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業活動において、環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(施策の基本方針)

第6条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を推進しなければならない。

(1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保つことにより、人の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。

(2) 地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本に置き、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び貴重な野生生物の保護を図るとともに、緑化を推進することにより自然と人との共生を確保すること。

(3) 自然環境と一体となった美しい自然景観の保全、地域の歴史的、文化的な特性を生かした田園及び都市景観の形成、水や緑に親しむことができる公共空間の形成等を図ることにより、潤いと安らぎのある良好な都市環境を創造すること。

(4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量化等の推進を図り、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築すること。

(5) 山林の計画的な育成管理及び森林資源の有効利用を推進すること。

(6) 良好な環境の形成は、すべての者の公平な役割分担に基づく参加及び行動に負っていることから、一人ひとりが環境の保全に主体的に取り組むことができるよう、環境に関する普及、啓発等を推進すること。

(環境基本計画の策定等)

第7条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下この条において「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民及び事業者の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ中野市環境審議会条例(平成17年中野市条例第113号)に基づき設置した中野市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第8条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずよう努めるものとする。

(規制の措置)

第9条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずよう努めるものとする。

(経済的措置)

第10条 市は、市民及び事業者が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導するため、必要な経済的な措置を講ずよう努めるものとする。

(環境影響評価)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする者が、あらかじめ当該事業に係る環境への影響

について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、当該事業に係る環境の保全について適正に配慮するため、必要な措置を講ずよう努めるものとする。

(資源の有効利用の促進等)

第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量及び適正処理並びに資源及びエネルギーの有効利用を促進するため、必要な措置を講ずよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第13条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、国、県、他の市町村その他関係団体(第17条において「関係団体」という。)と協力して、環境教育及び環境学習の振興その他の必要な措置を講ずよう努めるものとする。

(市民等の環境活動の促進)

第14条 市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する団体が地域において自発的に行う環境の保全に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずよう努めるものとする。

(情報の提供及び市民参加の推進)

第15条 市は、環境に関する情報を適切に提供するとともに、環境の保全に関する施策の策定等への市民の参加を推進するものとする。

(調査の実施及び監視体制の整備)

第16条 市は、環境の状況を把握するため、必要な調査の実施及び監視体制の整備に努めるものとする。

(地球環境の保全に関する施策)

第17条 市は、地球温暖化の防止等地球環境の保全に当たっては、関係団体と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者の地球環境の保全に資する活動の普及及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(2) 環境審議会委員名簿

順不同、敬称略

氏名	推薦団体等	任期	選出区分
渡辺 五男	環境省 自然公園指導員	2015年6月3日～	識見を有する者
松本 章	中野市区長会	～2017年3月21日	団体推薦
丸山 正光	中野市区長会	2017年3月22日～	団体推薦
中村 秀人	中野市農業委員会	2015年6月3日～	団体推薦
今井 陽二	中野市校長会	～2017年6月2日	団体推薦
下川 昌平	中野市校長会	2017年6月3日～	団体推薦
鈴木 富夫	信州中野商工会議所	2015年6月3日～	団体推薦
望月 隆	中野市農業協同組合	2015年6月3日～	団体推薦
竹内 義明	北信州森林組合	2015年6月3日～	団体推薦
山崎 正晴	中野市衛生自治会	～2017年3月26日	団体推薦
山口 正信	中野市衛生自治会	2017年3月27日～ 2017年6月2日	団体推薦
中島 正幸	中野市衛生自治会	2017年6月3日～	団体推薦
頓所 文子	中野市消費者の会	～2017年6月2日	団体推薦
小山 むつ子	中野市消費者の会	2017年6月3日～	団体推薦
横田 貴博	公益社団法人 中野青年会議所	～2017年6月2日	団体推薦
山浦 克人	公益社団法人 中野青年会議所	2017年6月3日～	団体推薦
丸山 久治	中野市豊田特産振興会	2015年6月3日～	団体推薦
高橋 秀子	ふるさと虹の会	～2017年6月2日	団体推薦
津金 裕子	ふるさと虹の会	2017年6月3日～	団体推薦
岸田 治夫	ながの農業協同組合	～2017年6月2日	団体推薦
高澤 弘幸	ながの農業協同組合	2017年6月3日～	団体推薦
中村 幹夫	公募	～2017年6月2日	公募
山岸 恒夫	公募	2015年6月3日～	公募
勝野 芳久	公募	～2017年6月2日	公募
金井 哲雄	公募	2015年6月3日～	公募
宮沢 和三	公募	～2017年6月2日	公募
川島 幸子	公募	2017年6月3日～	公募
宮澤 なおみ	公募	2017年6月3日～	公募
福島 芳枝	公募	2017年6月3日～	公募

(3) 策定経過

実施日	会議名等	実施内容等
2016年(平成28年) 4月	第2次中野市環境基本計画の策定方針決定	
5月19日	2016年度(平成28年度)第1回中野市環境審議会	・第2次中野市環境基本計画の策定方針について
7月11日～29日	中野市市民アンケート調査	・18歳以上の市民から3,000人を無作為抽出しアンケートを実施
7月	小中学生アンケート調査	・市内の小学5年生及び中学2年生の496人に将来の環境等についてアンケートを実施
11月4日	第2回中野市環境審議会	・環境意識調査(アンケート)の結果について ・第2次中野市環境基本計画策定の構成及び施策体系について
2017年(平成29年) 6月27日	2017年度(平成29年度)第1回中野市環境審議会	・正副会長の互選について ・第2次中野市環境基本計画(素案)について
8月30日	第2回中野市環境審議会	・第2次中野市環境基本計画(素案)について
10月10日 ～11月10日	パブリックコメント	・第2次中野市環境基本計画(素案)に関する市民からの意見募集(意見提出なし)
11月29日	第3回中野市環境審議会	・第2次中野市環境基本計画(素案)について(諮問)
12月22日	第4回中野市環境審議会	・第2次中野市環境基本計画(素案)について(最終審議)
2018年(平成30年) 1月9日	環境基本計画(素案)答申	(詳細別記)
3月	第2次中野市環境基本計画策定	

(4) パブリックコメントでの意見

意見募集期間	2017年(平成29年)10月10日～11月10日
意見提出者数	なし

(5) 環境審議会 諮問 答申

29 第 4833 号
平成 29 年 11 月 29 日

中野市環境審議会
会長 中村 秀人 様

中野市長 池田 茂

第 2 次中野市環境基本計画（素案）について（諮問）

第 2 次中野市環境基本計画（素案）を別添のとおり取りまとめましたので、中野市環境審議会条例第 2 条の規定により、審議会の意見を求めます。

平成 30 年 1 月 9 日

中野市長 池田 茂 様

中野市環境審議会
会長 中村 秀人

第 2 次中野市環境基本計画（素案）について（答申）

平成 29 年 11 月 29 日付け 29 第 4833 号で諮問のありました「第 2 次中野市環境基本計画（素案）」について、下記のとおり答申します。

記

慎重に審議した結果、原案は適当である。

なお、環境基本計画の実施にあたっては、本審議会が出された意見を尊重し、着実な実現に努められるよう要望するとともに、次の点に配慮するよう申し添えます。

本計画の進捗と社会情勢の変化を含め成果を評価し、それに基づき計画変更の可否を検討した結果について環境白書を通じ市民に伝達する仕組みを構築し、「緑豊かなふるさとを共につくるまち なかの」の実現を図ること。

(6) 前計画での主な取組内容

I.「みんなの参加」で中野市の環境をつくります
1.環境について学び、考え、行動します
<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の教科学習や児童・生徒会活動でのごみ拾い、アルミ缶回収、花壇づくり、栽培活動、緑の少年団活動等の実施。社会科の授業での東山クリーンセンター等の見学 ・小学5年生への「こども環境白書（環境省発行）」の配布 ・中野市消費者の会による環境問題に関する学習会の開催、信州中野環境祭での廃油石けん作りの実演・無料配布 ・出前講座「中野まなびい塾」の開催。「ごみと資源物の正しい分け方」 ・自然観察会として「千曲川ラフティング」の実施 ・小中学校からポイ捨て防止看板の図案を募集し、看板を設置 ・公民館における講座として、「ふるさとのホテルを楽しむ会」、親子体験教室「あるある探検隊」、「実木草くらふと講座」、「チャレンジ子ども教室」、「里山の薬草観察講座」、「ふるさときのこ講座」等の開催
2.市民・事業者・市が協力して取組みます
<ul style="list-style-type: none"> ・「信州中野環境祭」の開催
3.環境の情報を収集し、発信します
<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙や市公式ホームページによる環境情報の提供 ・「中野市環境白書」の作成 ・市の施設見学コースに東山クリーンセンター、浄化管理センターを組み入れ
II.「もったいない」の心を大切にします
1.ごみを減らします
<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭から排出される生ごみを堆肥化・減量化する機器及び容器等の購入者への購入費用の一部助成 ・コンポスト・アドバイザーによる講習、戸別訪問指導 ・DVD「コンポストの上手な使い方」の作成、希望者への配布 ・2010年(平成22年)10月から2012年(平成24年)9月までの間、試験的な生ごみ分別収集の実施 ・「中野市一般廃棄物処理基本計画」の策定(2016年(平成28年)3月)
2.ごみではなく資源にします
<ul style="list-style-type: none"> ・市内スーパーマーケットの協力による「資源物日曜回収」の実施 ・硬質プラスチックや陶磁器、庭木の剪定枝の再資源化のための「資源物特別回収」の実施 ・資源として再利用できる新聞紙、ダンボール等の団体回収を自主的に行う地域や学校等の団体に対する報奨金の交付 ・2012年(平成24年)5月から高齢者等のみで構成され、資源物、有害ごみ、不燃性粗大ごみの排出が困難な世帯を対象に戸別収集を実施 ・公共下水道及び農業集落下水道の汚泥を堆肥化し、「おすみちゃん」、「未土利」として販売

<p>3.環境に配慮した農林業をすすめます</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中野市バイオマスタウン構想の策定（2010年(平成22年)2月公表） ・ 中野市バイオマス産業都市構想の策定（2015年(平成27年)6月） ・ 環境にやさしい農業推進のため、県及び農業者団体と連携し、循環農業の担い手となるエコファーマーが行う土壌診断費の一部を支援 ・ 農業の持続的発展及び農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るため、有機農業など環境保全型農業に取り組む農業者に対し補助金を交付 ・ 遊休荒廃農地の解消を図ることを目的に、再活用する個人または団体に対し補助金を交付 ・ 市民が農作業体験を通し、農業への理解を深めるため、「ふれあい農園」として農地の貸し付けを実施 ・ 学校給食で月一度、地元農産物を使用した献立づくりを推進 ・ 平野小学校（2010年度(平成22年度)）、中野小学校(2012年度(平成24年度))、長丘小学校（2013年度(平成25年度)）、豊井小学校（2014年度(平成26年度)）、高丘小学校、永田小学校（2015年度(平成27年度)）、日野小学校、科野小学校（2016年度(平成28年度)）で、「ふれあい地域食材の日」事業を実施 ・ 地元農産物を使用した料理講習会、きのこ・フルーツ料理コンクール、食農フォーラムなど各種イベントを開催 ・ ギフトカタログ等を配布することで、地元農産物の消費拡大を推進 ・ 俳優の杉浦太陽さんが「中野市職の大使」に就任（2017年(平成29年)2月） ・ 森林整備団体へ森林整備地域活動支援金を交付
<p>4.恵みの水を大切に使います</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源の確保や水道施設の適正管理、老朽化した浄水場や水道施設の整備実施 ・ 水源の水質検査を行い、市公式ホームページ等で公表 ・ 「上下水道フェスティバル」を開催 ・ 信州中野環境祭に下水道ブースを設け、水のろ過実験コーナーや下水道に関する展示を実施 ・ 雨水が地下へ浸透するように、雨水排水用の道路側溝の一部を底抜き工法で施工 ・ 雨水貯留施設の設置、不用になった浄化槽の雨水貯留施設への改造費用に補助金を交付
<p>Ⅲ.「安心」してらせる環境をつくります</p>
<p>1.緑の多いやすらぎのあるまちにします</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「花のまちづくり推進事業」を継続し、「花のまちづくりボランティアの会」を中心に花苗や桜の苗木の植栽を実施 ・ 「花のまちづくりボランティアの会」が、市と協働で「なかの花づくりコンテスト」を開催 ・ 「緑の募金」を活用し、緑化苗木の頒布会を開催 ・ 屋外広告物適正化旬間に、屋外広告物表示禁止物件の一斉点検を実施 ・ 中野市景観・美化推進協議会で、自然や歴史文化を巡る「なかの景観ウォーキング」を実施 ・ たかやしろ保育園の園庭の一部に芝生を植栽 ・ 「中野市景観賞」を実施
<p>2.ごみのないきれいなまちにします</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境公害防止指導員、衛生自治会、市職員による巡回、防止看板の設置等を実施 ・ 地元区等では、市から地区の都市公園や河川公園等の施設管理を受託し、施設の清掃や草刈り等を実施

<p>3.公害のない安全なまちにします</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般河川等の水質検査及び自動車交通騒音の測定を定期的実施 ・地盤沈下防止と既存井戸保全のため、井戸の採掘を協議制から許可制に変更（2009年（平成21年）4月） ・市民からの公害苦情に関し、必要な調査や発生源者への指導・助言等を実施 ・公害発生のおそれのある事業所について、地元区や市と公害防止協定を締結し、協定における立入り確認や意見交換会を実施 ・2011年（平成23年）9月から市内の公共施設において空間放射線量を測定し、広報紙や市公式ホームページ等で情報を提供 ・2012年（平成24年）10月から市内の学校給食センター、保育園（幼稚園も対象）が子どもに提供する給食用食材と市民自ら食するために栽培した食材の放射性物質検査を行い、市公式ホームページで結果を公表
<p>IV.「ふるさと」の豊かな自然を大切にします</p>
<p>1.貴重な自然をまもりま</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国指定天然記念物である「十三崖チョウゲンボウ繁殖地」周辺で、「十三崖チョウゲンボウ応援団」が草刈り、かん木伐採作業を実施 ・「十三崖チョウゲンボウ繁殖地」でチョウゲンボウ探鳥会を開催 ・中野市立博物館が開催している「植物観察会」において、市内に生育する天然記念物の巨樹をまとめた「わがまちの巨樹マップ」を発行
<p>2.身近な自然を活用しながらはぐみます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣による農作物への被害を減少させるため、電気柵及び防鳥ネットの資材費に補助を実施 ・「中野ホタルの会」が、市内のホタル発生状況をまとめた「ホタルマップ2010」を作成 ・高社大橋から笠原大橋下流までの夜間瀬川で、高水敷整備を実施 ・河川愛護団体などと協力し、アレチウリの駆除を実施 ・県産材、間伐材等の利用促進のため、ペレットストーブ等の購入に補助金を交付 ・木育推進事業として、平岡小学校の図書館に県産材で製造した椅子を設置
<p>V.「地球温暖化」を防ぎます</p>
<p>1.資源のムダづかいはしません</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JRを利用する通勤者のため、立ヶ花駐車場を管理する立ヶ花区に運営補助を実施 ・「中野市公共交通総合連携計画」を策定し、ふれあいバスやおでかけタクシー（デマンドタクシー）、路線バス経路の見直しを行い、公共交通機関の利用と省エネルギーに寄与 ・我が家のクールアース・デーと題し、「電気を消して、こんなふうに過ごしてみました」を募集 ・「CO₂削減/ライトダウンキャンペーン」への参加 ・「県下一斉ノーマイカー通勤ウィーク」への参加 ・中野市環境マネジメントシステム「なかのエコマネジメントシステム」の取組

<p>2.環境にやさしいエネルギー利用をすすめます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の住宅への太陽光発電システム設置に対し補助金を交付 ・補助金を利用して太陽光発電システムを設置した方を対象としたアンケート調査の実施 ・事業所から回収した廃食用油からバイオディーゼル燃料を精製し、ごみ収集車両の一部の代替燃料として使用 ・市の温泉施設（ぼんぼこの湯、まだらおの湯、もみじ荘）に、きのこ使用済み培地を原料にした燃料を使ったバイオマス温水ボイラーを設置 ・2013年(平成25年)4月開園の「さくら保育園」に地中熱交換システムを導入 ・長丘小学校に風力・太陽光のハイブリッド発電機を設置 ・2015年(平成27年)4月開園の「ひまわり保育園」に太陽光発電システム及び地中熱交換システムを導入
<p>3.環境にやさしい暮らしをめざします</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2006年(平成18年)1月に策定した「中野市地球温暖化防止実行計画」への取組 ・市役所本庁舎や豊田支所等の壁面にアサガオ、ゴーヤによる「緑のカーテン」の作成 ・2011年(平成23年)2月に「中野市地球温暖化防止実行計画（第2次）」を改定し、さらなる温室効果ガス排出削減の取組を実施 ・2016年(平成28年)2月に「中野市地球温暖化防止実行計画（第3次）」を改定 ・「道の駅ふるさと豊田」「信州中野観光センター」に電気自動車用急速充電器を設置

(7) 前計画での「環境面での指標」達成状況

環境面での指標	2006年度現状値	2016年度実績値	2017年度目標値	評価
I.「みんなの参加」で中野市の環境をつくります				
市が主催の自然と親しむイベントや自然観察会等の開催回数	年19回	年30回	年25回	◎
「中野まなびい塾」開催回数	年3回	年1回	年10回	×
(仮称)中野市環境こども会議の開催回数	0回	0回	2回	×
環境分野で活動する市内に事務所があるNPO法人数	1団体	1団体	3団体	×
国際規格取得企業への補助件数	累計31件	累計38件	累計43件	○
市広報紙への環境に関する特集記事の掲載	年1回	年1回	年1回	○
子どもエコクラブへの登録団体数	0団体	0団体	2団体	×
II.「もったいない」の心を大切にします				
生ごみ堆肥化機器購入への助成件数	年75件	年31件	年120件	×
市民一人当たり可燃ごみの排出量	307kg/人/年	257kg/人/年	—	—
	841g/人/日	704g/人/日	—	
リサイクル率（資源物÷ごみの総排出量）	14.1%	14.3%	—	—
資源物の団体回収量	782 t	571 t	1,200 t	×
エコファーマー認定者数	346人	97人	500人	×
解消された遊休農地累積面積	50.9ha	350.7ha	336ha	○
学校給食での地元産米、果物、野菜の使用割合	56.8%	63.1%	65.0%	○
路面排水のための側溝に設置した浸透枡	9箇所	17箇所	20箇所	△
雨水貯留タンク設置費への助成件数	年1件	年3件	年6件	△

環境面での指標	2006年度現状値	2016年度実績値	2017年度目標値	評価
Ⅲ.「安心」してらせる環境をつくります				
市民一人当たり近隣公園面積	0.67㎡/人	1.11㎡/人	1.49㎡/人	△
市民一人当たり街区公園面積	0.53㎡/人	0.62㎡/人	0.88㎡/人	△
景観育成住民協定数	1件	1件	2件	×
不法投棄、違法な野外焼却についての職員の巡回パトロール回数	年6回	年16回	年12回	○
産業廃棄物処理施設連絡会の開催回数	年1回	年1回	年1回	○
市民に管理を依頼している公園数	24箇所	25箇所	26箇所	△
騒音の環境基準達成状況	95%	99.3%	95%以上	○
環境公害防止指導員の委嘱数	14人	14人	14人	○
下水道普及率 (公共、農集の区域内人口÷市の総人口)	公共66.1% 農集29.1%	67.8% 27.8%	—	—
浄化槽による処理人口÷市の総人口	浄化槽1.0%	1.3%	—	—
下水道水洗化率 (公共、農集の水洗化人口÷区域内人口)	公共76.0% 農集64.7%	88.1% 83.2%	—	—
Ⅳ.「ふるさと」の豊かな自然を大切にします				
十三崖のチョウゲンボウ繁殖地の草刈り作業の回数	年1回	年2回	年2回	○
市が主催するチョウゲンボウ探鳥会の開催回数	年1回	年1回	年1回	○
「アレチウリ」の駆除実施箇所	年1箇所	年5箇所	年5箇所	○
Ⅴ.「地球温暖化」を防ぎます				
市公用車等の燃料の総消費量	106,263 ^{リットル} (2014年度)	102,295 ^{リットル} (2016年度)	104,138 ^{リットル} (2016年度)	○
新エネルギー技術を導入した公共施設数	0箇所	7箇所	3箇所	◎
市が行う事務事業で排出される二酸化炭素の総排出量(中野市地球温暖化防止実行計画)	年9,822t-CO ₂ (2014年度)	年9,832t-CO ₂ (2016年度)	年9,626t-CO ₂ (2016年度)	×
「打ち水大作戦」の実施	年0回	年0回	年1回	×

◎:大幅に達成、○:達成、概ね達成、△:取組は進んだが未達成、×:進展なし

(8) アンケート調査結果

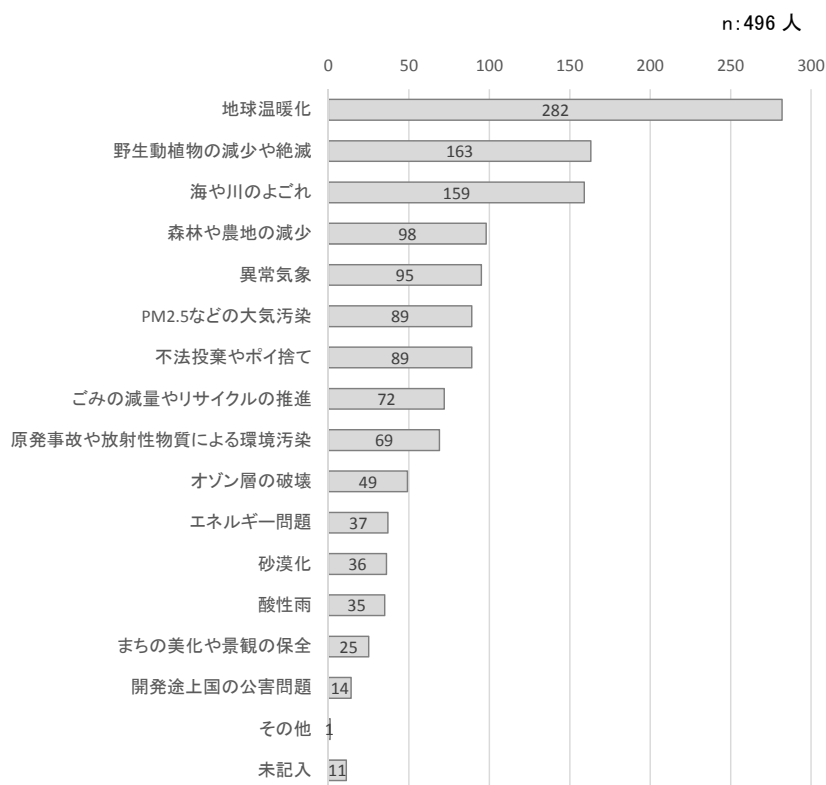
本計画の策定にあたり、小中学生を対象にアンケートを実施しました。また、市民の意識については「中野市民アンケート調査」の環境意識調査を利用しています。

調査の概要は以下のとおりです。

	小中学生アンケート	市民アンケート
目的	市の将来を担う小中学生が、将来の環境などについてどのように考えているのかを把握する	将来都市像「緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち」実現に向け、市民の意見を把握する
対象	市内の小学5年生及び中学2年生	18歳以上の市民から3,000人を無作為抽出
調査方法	各学校に配布・回収を依頼	文書配達員により配布し、郵送により回収
調査期間	2016年(平成28年)7月	2016年(平成28年)7月11日～7月29日
配布数	小学5年生252人、中学2年生244人	3,000人
回収数	小学5年生252人、中学2年生244人	1,025人
回収率	100%	34.2%

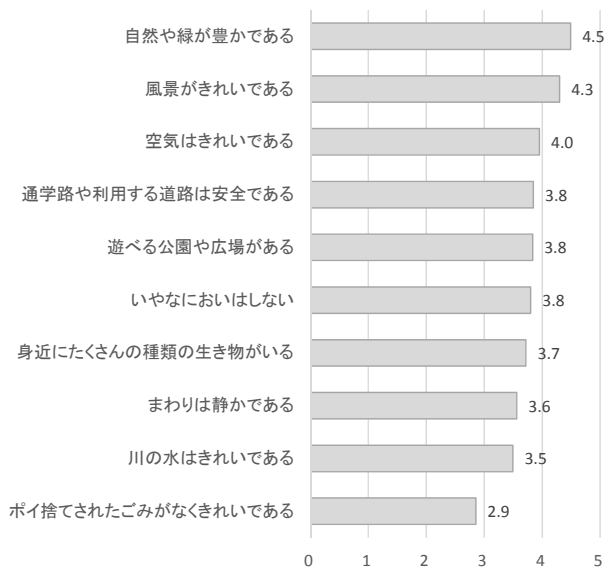
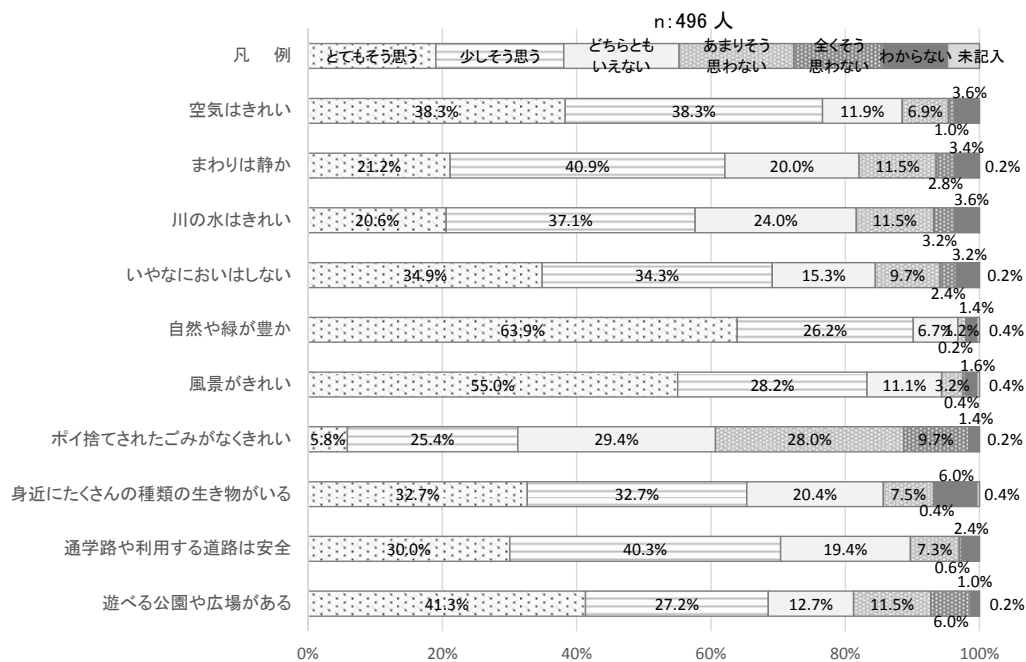
【小中学生アンケート】

問1 関心のある環境問題について (3つまで回答)



「地球温暖化」についての関心が最も高く、半数以上が関心があると回答しています。次いで「野生動植物の減少や絶滅」、「海や川のごみ」への関心が高くなっています。

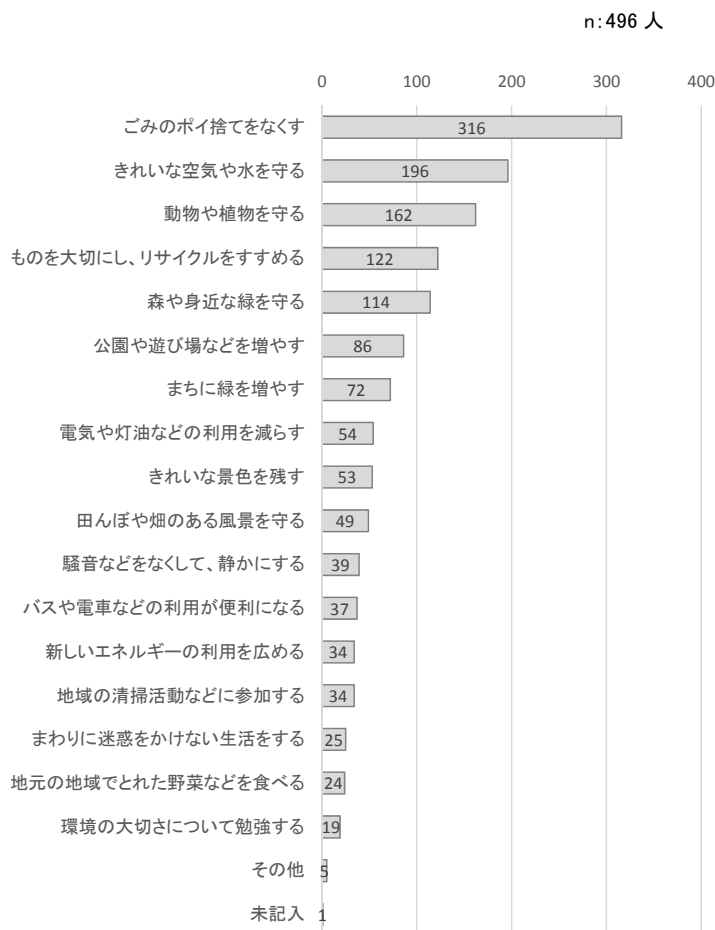
問2 身のまわりの環境について



「自然や緑が豊かである」で9割、
「風景がきれいである」で8割以上
が評価しています。
「ポイ捨てされたごみがなくきれい
である」については、評価が3割程
度と極端に低くなっています。

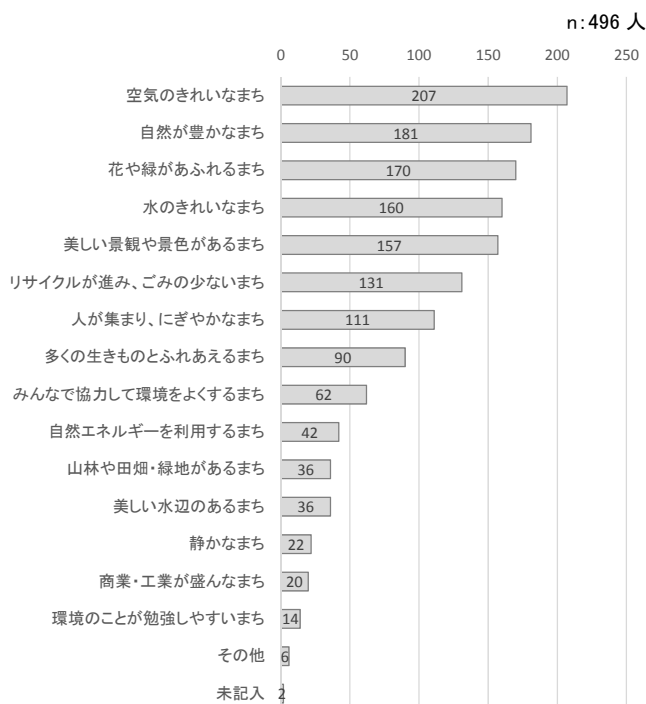
回答数に「とてもそう思う：5、少しそう思う：4、
どちらともいえない：3、あまりそう思わない：2、
全くそう思わない：1」をかけた合計の平均

問3 環境をより良くするためにすべきことについて (3つまで回答)



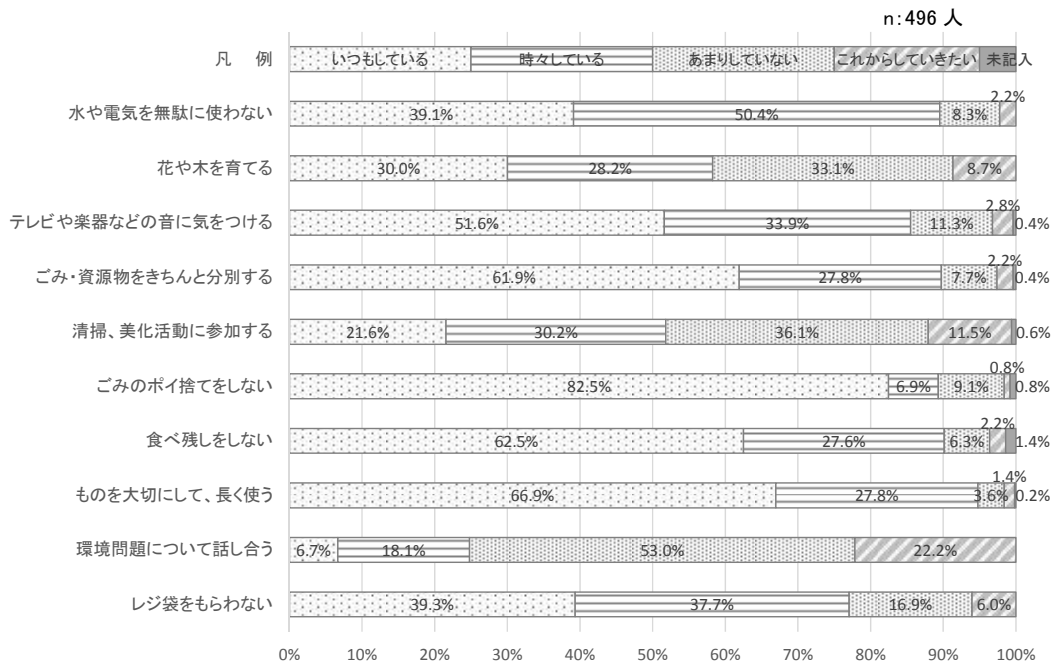
「ごみのポイ捨てをなくす」との回答が6割を超えています。次いで「きれいな空気や水を守る」、「動物や植物を守る」との回答が多くありました。「環境の大切さについて勉強する」、「地元の地域でとれた野菜などを食べる」との回答は少なくなっています。

問4 将来こうなってほしいと思う中野市のイメージについて (3つまで回答)



「空気のきれいなまち」との回答が約4割と最も多く、次いで「自然が豊かなまち」、「花や緑があふれるまち」、「水のきれいなまち」、「美しい景観や景色があるまち」の順となり、3割を超える回答がありました。

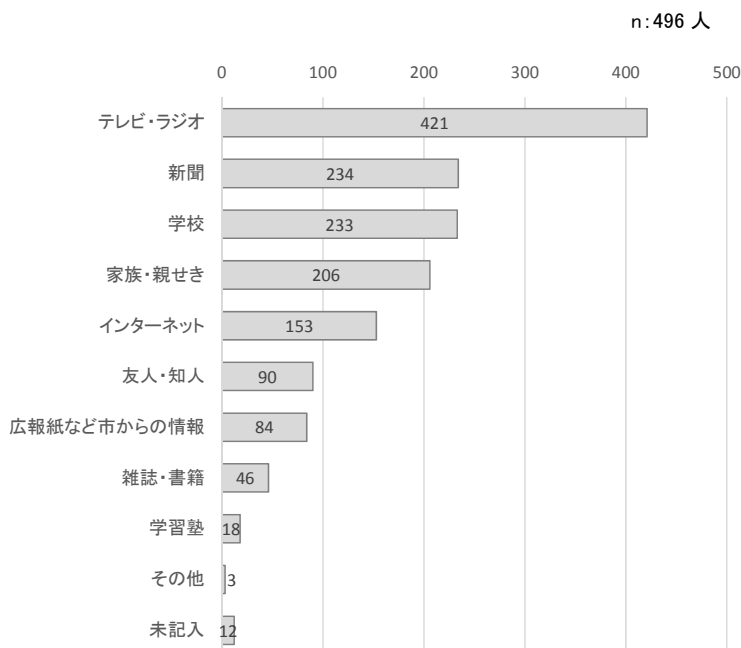
問5 ふだん学校や家で行っている環境にやさしい取組について



「いつもしている」取組では、「ごみのポイ捨てをしない」が8割を超えており、「いつもしている」と「時々している」の合計では「ものを大切に、長く使う」、「食べ残しをしない」が9割を、「ごみ・資源物をきちんと分別する」、「ごみのポイ捨てをしない」、「テレビや楽器などの音に気をつける」が8割を超えています。

「環境問題について話し合う」は、「いつもしている」と「時々している」の合計でも3割に満たない回答でした。

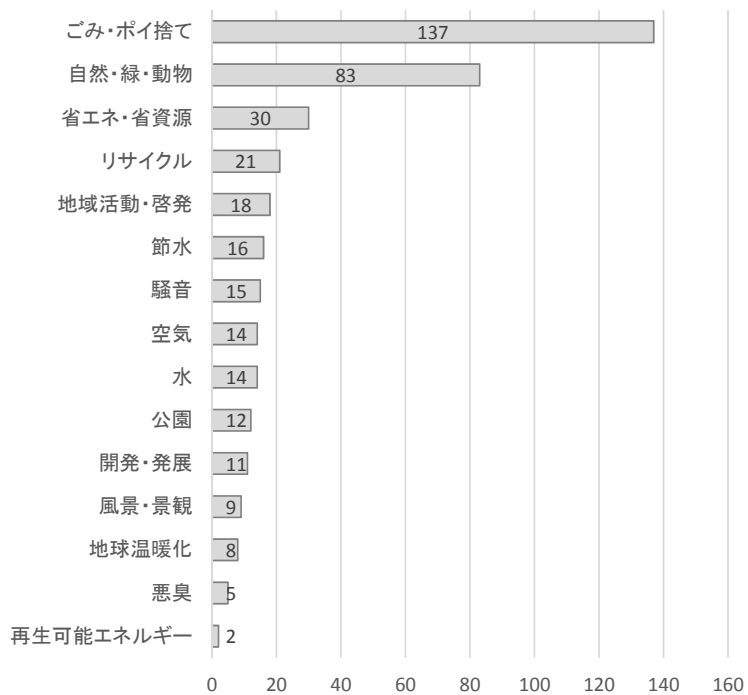
問6 環境問題の情報について



「テレビ・ラジオ」との回答が8割を超え最も多く、次いで「新聞」、「学校」、「家族・親せき」の順となり、それぞれ4割を超える回答がありました。

問7 環境に対する意見などについて

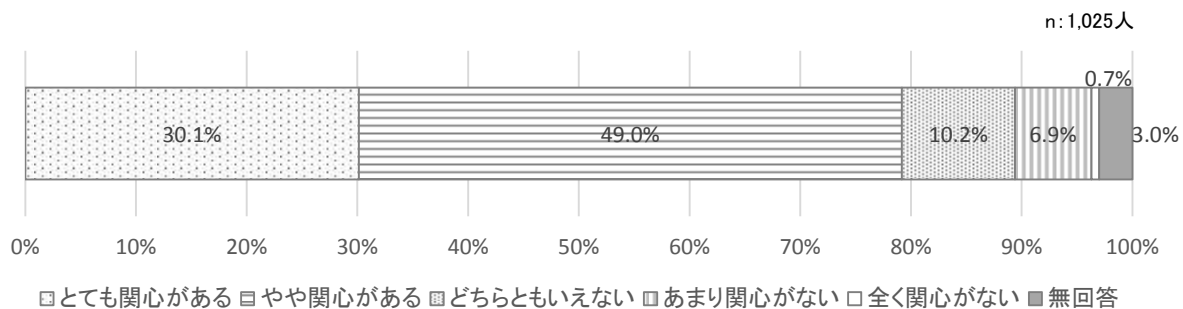
n: 496 人



「ごみ・ポイ捨て」に関する意見が最も多く、次いで「自然・緑・動物」に関する意見が多くありました。

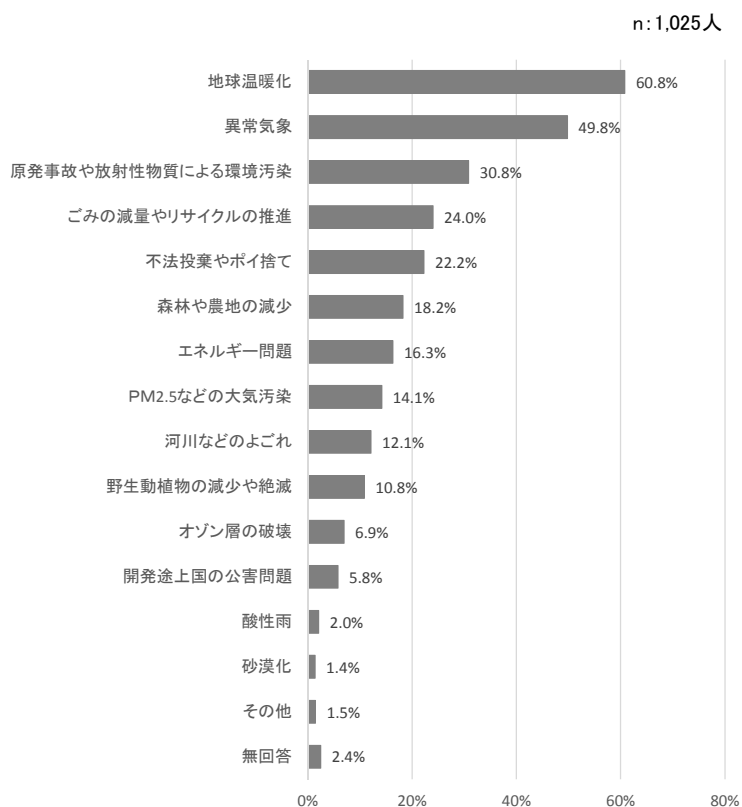
【市民アンケート】

問1 環境問題への関心について



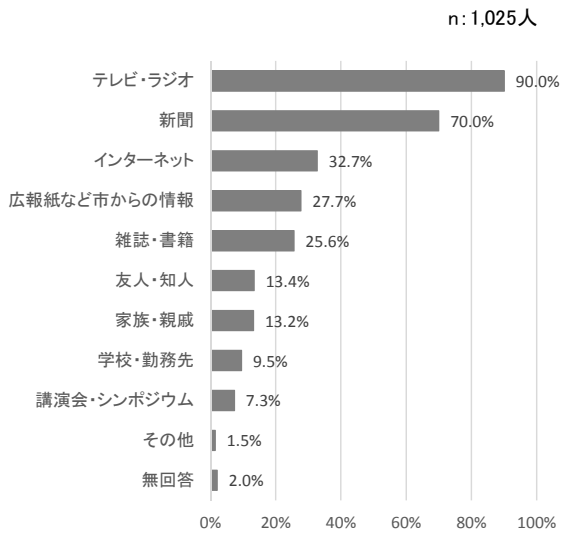
「とても関心がある」「やや関心がある」合わせて約 80%の人が環境問題に関心があると答えています。

問2 関心を持っている環境問題について（3つまで回答）



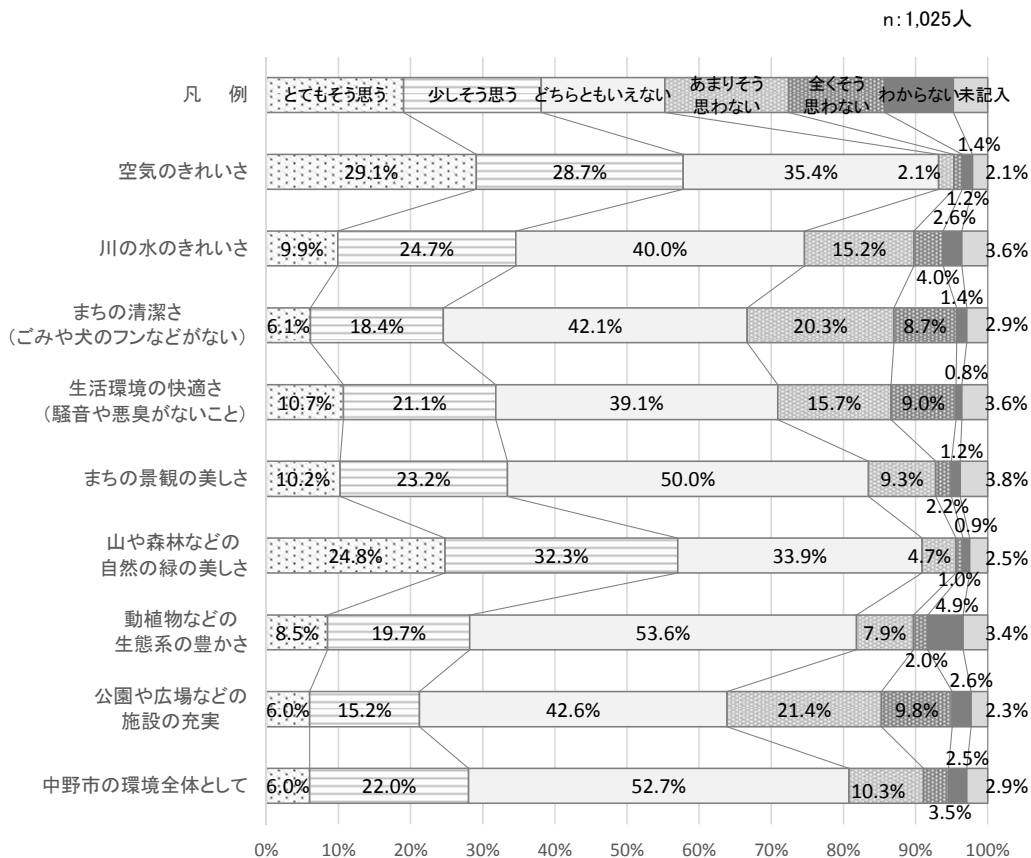
「地球温暖化」が 60.8%ととびぬけて高く、これに、「異常気象」49.8%、「原発事故や放射性物質による環境汚染」30.8%が続いています。

問3 環境問題についての情報源（3つまで回答）



「テレビ ラジオ」が 90.0%、次いで「新聞」が 70.0%で、両者がとびぬけて高くなっています。

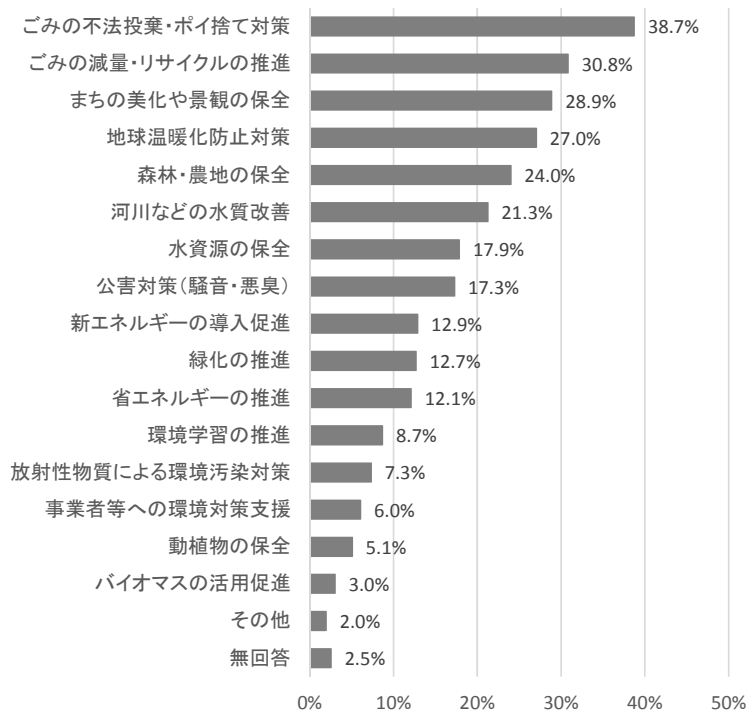
問4 中野市の環境について



「満足」「やや満足」を合わせると、「空気のきれいさ」が 57.8%と最も高く、次いで「山や森林などの自然の緑の美しさ」が 57.1%、「自然とのふれあいの機会の多さ」が 38.3%などとなっています。逆に「やや不満」「不満」をみると、「公園や広場などの施設の充実」が合わせて 31.2%、「まちの清潔さ（ごみや犬のフンなどが無い）」が 29.0%、「生活環境の快適さ（騒音や悪臭がないこと）」が 24.7%などとなっています。総じて、自然環境では満足度が高く、生活環境では満足度が低いといえます。

問5 市が優先して進めるべき環境問題への取組について（3つまで回答）

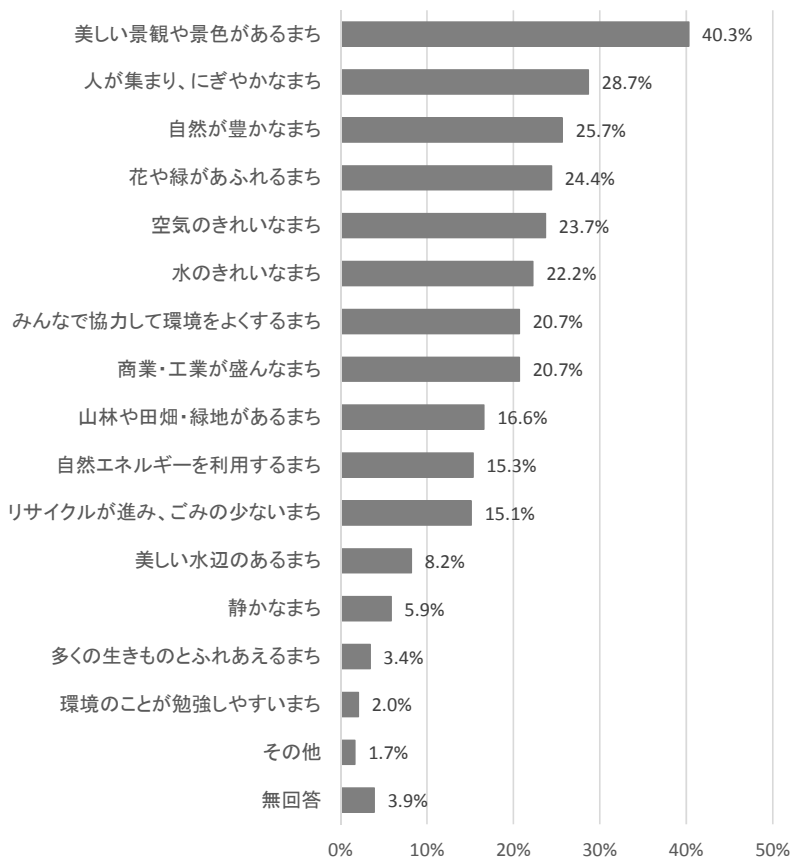
n:1,025人



「ごみの不法投棄・ポイ捨て対策」が38.7%と最も高く、次いで「ごみの減量・リサイクルの推進」が30.8%、「まちの美化や景観の保全」が28.9%、「地球温暖化防止対策」が27.0%などとなっています。特にごみ対応が求められています。

問6 中野市の将来像について（3つまで回答）

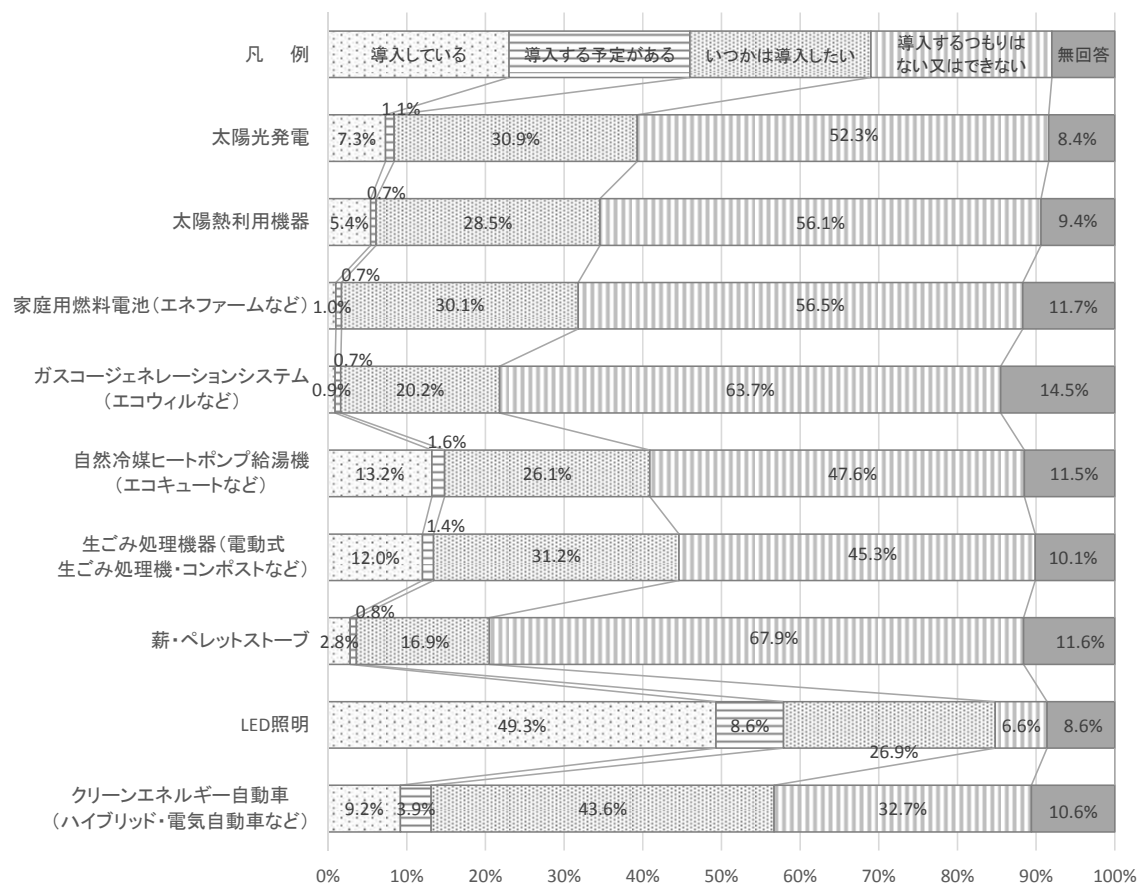
n:1,025人



「美しい景観や景色があるまち」が40.3%と最も高く、次いで「人が集まり、にぎやかなまち」が28.7%、これに「自然が豊かなまち」25.7%、「花や緑があふれるまち」24.4%、「空気のきれいなまち」23.7%、「水のきれいなまち」22.2%など、自然環境・景観に関する項目が20%台前半で挙げられています。「美しい景観や景色があるまち」を支持・補強するものといえます。

問7 導入している省エネ設備・機器について

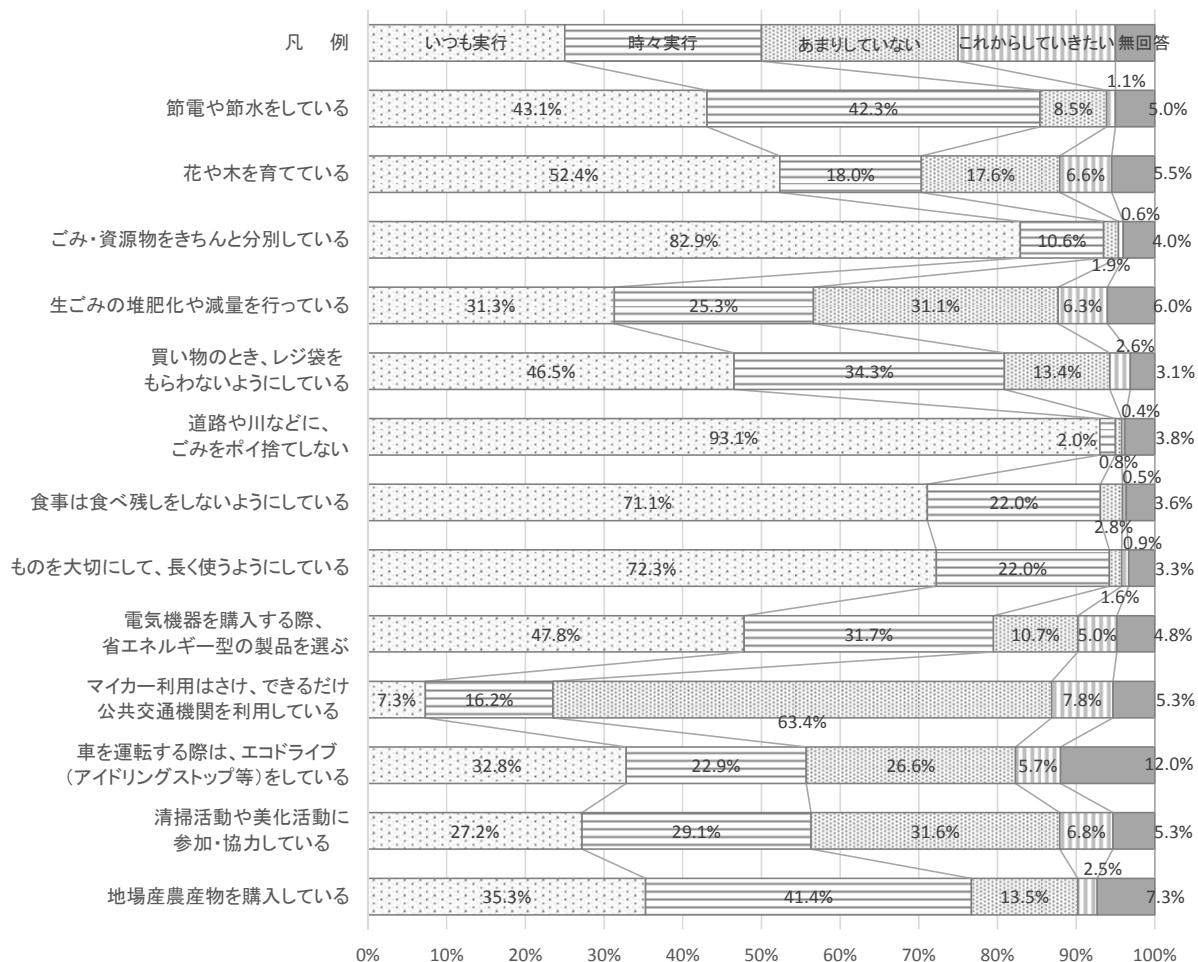
n:1,025人



「導入している」では「LED照明」が49.3%と突出し、かなり下がって「自然冷媒ヒートポンプ給湯機(エコキュートなど)」13.2%、「生ごみ処理機器(電動式生ごみ処理機・コンポストなど)」12.0%など。「導入している」「導入する予定がある」「いつかは導入したい」を合わせると、「LED照明」が84.8%、「クリーンエネルギー自動車(ハイブリッド・電気自動車など)」が56.7%、「生ごみ処理機器(電動式生ごみ処理機・コンポストなど)」が44.6%などとなっています。これに対し「導入するつもりはない又はできない」では、「薪・ペレットストーブ」67.9%、「ガスコージェネレーションシステム(エコウィルなど)」が63.7%など。全体として、「LED照明」「クリーンエネルギー自動車」以外は、「導入するつもりはない又はできない」が50%前後かそれ以上を占めています。

問8 日常生活での環境にやさしい取組について

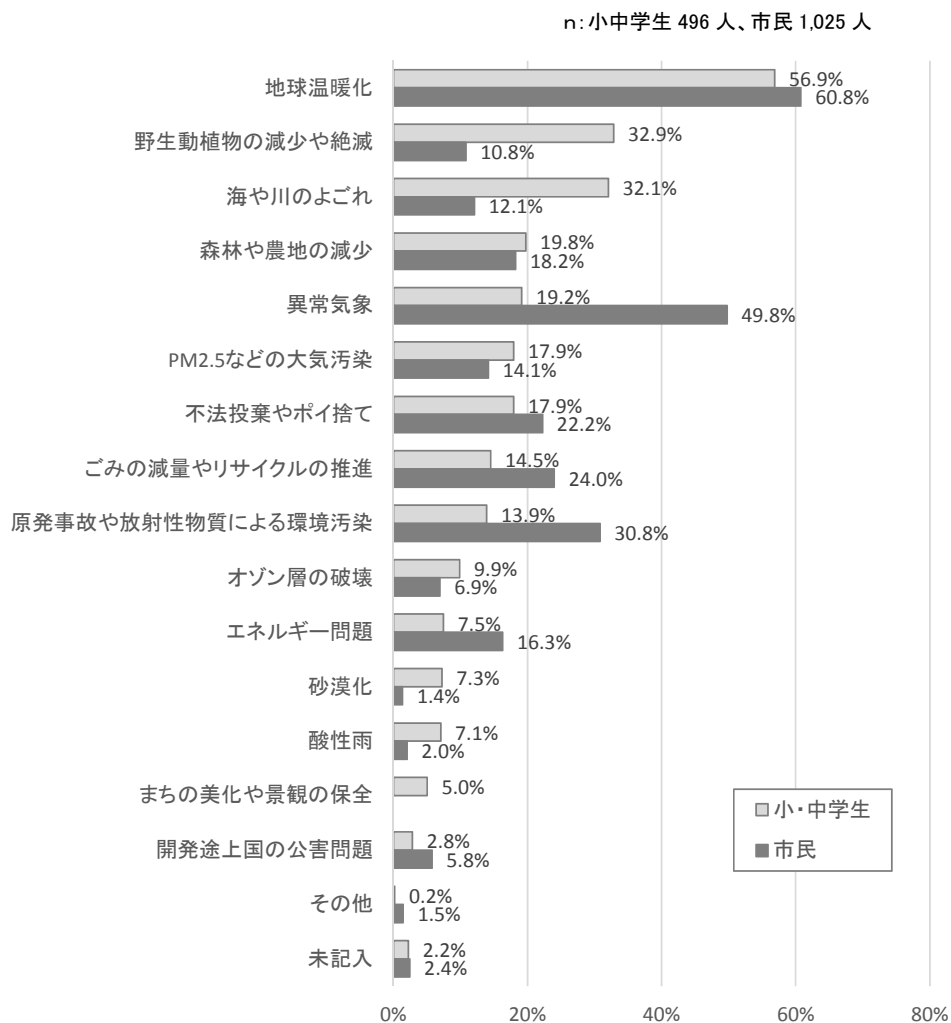
n:1,025人



「いつも実行」では、「道路や川などに、ごみをポイ捨てしない」が93.1%と最も多く、次いで「ごみ・資源物をきちんと分別している」82.9%、「ものを大切に、長く使うようにしている」72.3%、「食事は食べ残しをしないようにしている」71.1%など身近な取組が上位を占めています。これに対し「あまりしていない」のは、「マイカー利用はさけ、できるだけ公共交通機関を利用している」63.4%、「清掃活動や美化活動に参加・協力している」31.6%、「生ごみの堆肥化や減量を行っている」31.1%、「車を運転する際は、エコドライブ（アイドリングストップ等）をしている」26.6%など。全体として、「マイカー利用はさけ、できるだけ公共交通機関を利用している」以外は、「いつも実行」「時々実行」合わせて過半を占めています。

【小中学生・市民アンケートの比較】

問1 関心のある環境問題について（3つまで回答）

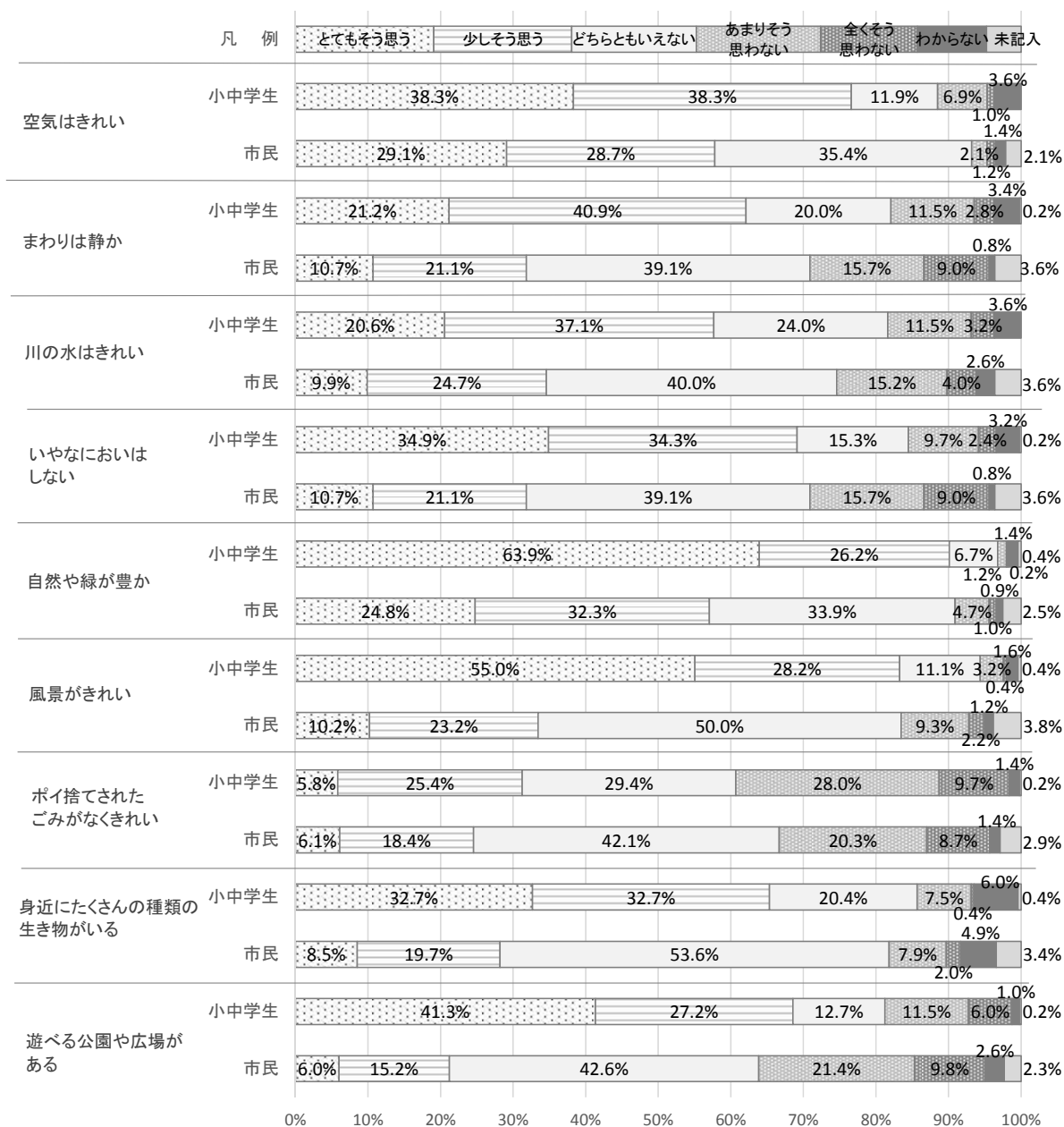


小中学生、市民とも「地球温暖化」への関心が最も高くなっています。

小中学生は、「野生動植物の減少や絶滅」、「川や海のごみ」への関心が市民に比べ高く、市民は、「異常気象」、「原発事故や放射性物質による環境汚染」、「エネルギー問題」等への関心が小中学生より高くなっています。

問2 身のまわりの環境について

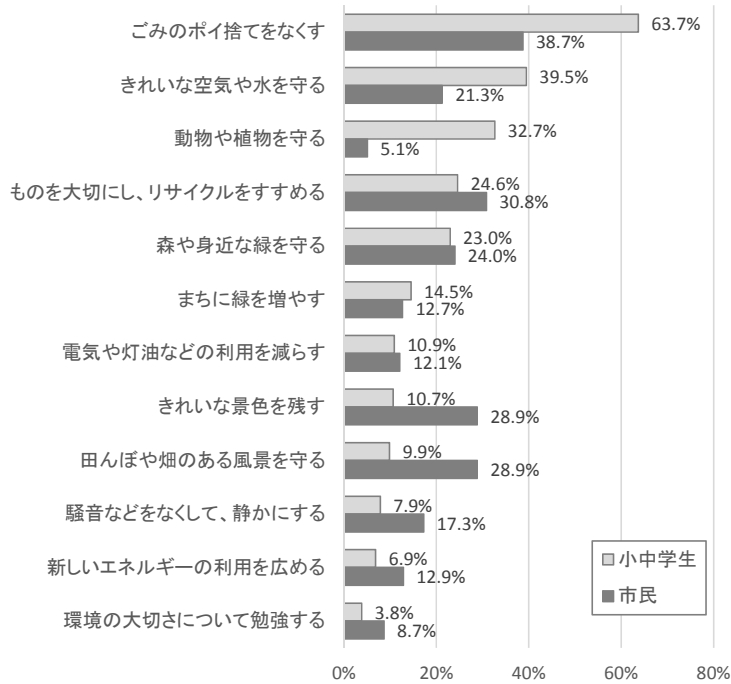
n:小中学生 496 人、市民 1,025 人



「とてもそう思う」と「少しそう思う」の合計について、「風景がきれい」、「遊べる公園や広場がある」、「いやなおいはしない」、「身近にたくさんの種類の生き物がある」で、小中学生の割合が市民の割合を大きく上回っています。
市民では、「どちらともいえない」の割合が高くなっています。

問3 環境をより良くするためにすべきことについて (3つまで回答)

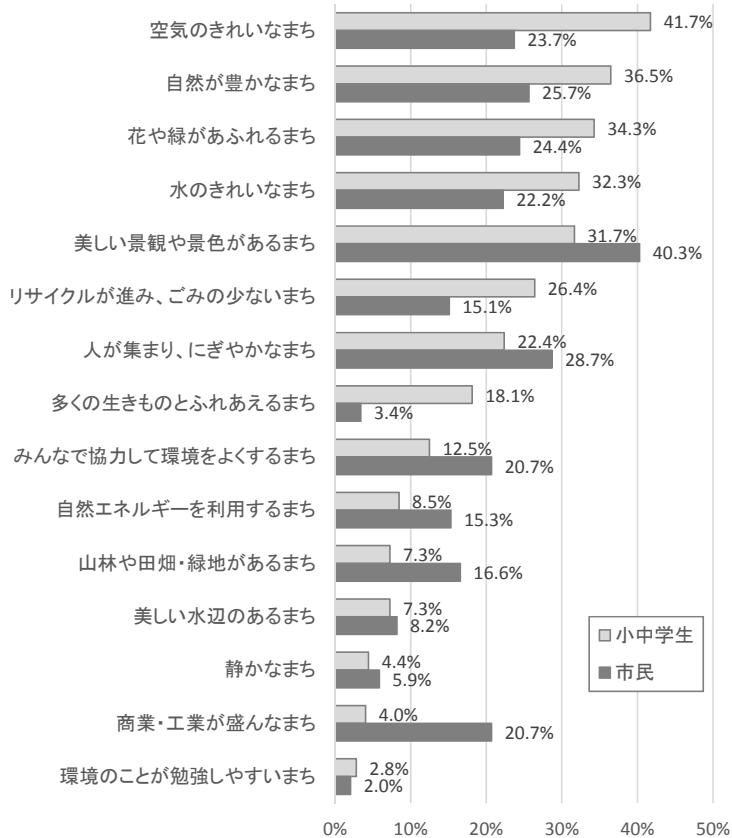
n:小中学生 496人、市民 1,025人



小中学生、市民とも「ごみのポイ捨てをなくす」との回答割合が最も高くなっています。小中学生では32.7%が回答した「動物や植物を守る」が、市民では5.1%と少なく、小中学生では10%前後だった景観の保全に関する回答が、市民では30%近くと多くなっています。

問4 将来こうなってほしいと思う中野市のイメージについて (3つまで回答)

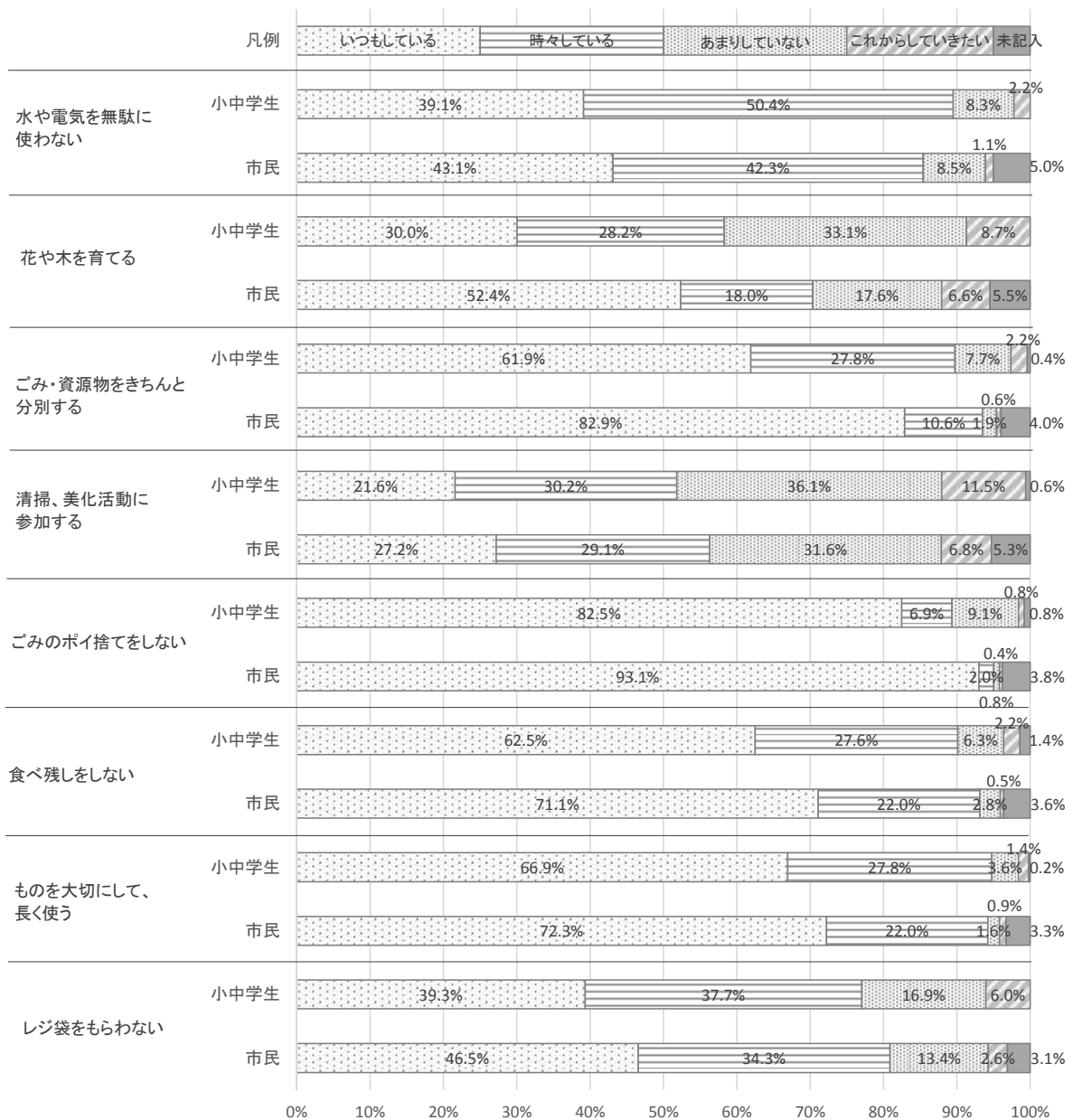
n:小中学生 496人、市民 1,025人



市民では「美しい景観や景色があるまち」との回答割合が最も高くなっています。小中学生より回答割合が高くなっているのは、「商業・工業が盛んなまち」、「山林や田畑・緑地があるまち」、「みんなで協力して環境をよくするまち」などで、低くなっているのは、「多くの生きものとふれあえるまち」、「空気のきれいなまち」、「リサイクルが進み、ごみの少ないまち」などとなっています。

問5 ふだん学校や家でやっている環境にやさしい取組について

n: 小中学生 496 人、市民 1,025 人

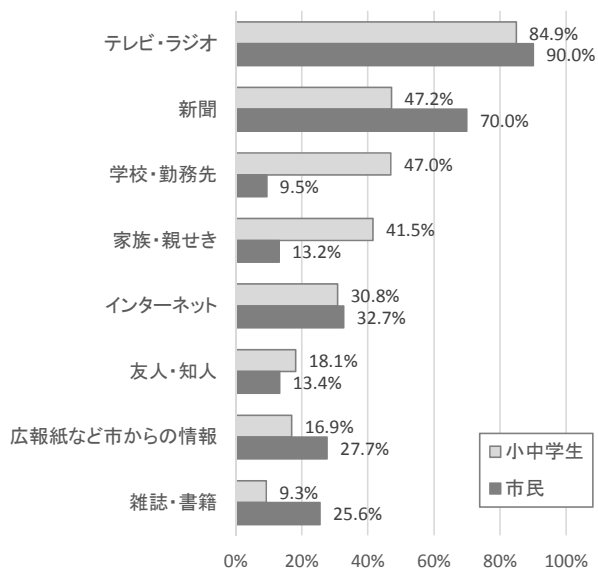


「いつもしている」と「時々している」の合計は、小中学生と市民で同じような傾向になりました。

「いつもしている」では、「花や木を育てる」、「ごみ・資源物をきちんと分別する」で、市民の割合が20ポイント以上高くなっています。

問6 環境問題の情報について

n:小中学生 496 人、市民 1,025 人



小中学生、市民とも「テレビ・ラジオ」との回答割合が最も高くなっています。

市民では、「新聞」、「雑誌・書籍」が、小中学生では、「学校」、「家族・親せき」の回答割合が高くなっています。

(9) 用語解説

用語	解説	掲載ページ
【ア行】		
アスベスト濃度	石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物で、軟らかく耐熱・対磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていましたが、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになりました。1989年（平成元年）に「特定粉じん」に指定され、2006（平成18年）年9月1日より製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されました。例外として使用が認められていた一部のシール材についても、2012年（平成24年）3月1日より禁止となりました。大気中の濃度は空気1リットル中に含まれる石綿の本数で表されます。	15
一酸化窒素	常温で無色・無臭、水に溶けにくく、空気よりやや重い気体です。有機物の燃焼過程で生成し、酸素に触れると直ちに酸化されて二酸化窒素 NO ₂ になります。光化学スモッグや酸性雨の成因に関連し、ボイラー、自動車の排出ガス、焼却炉、石油ストーブなどが発生源です。大気汚染で問題となる窒素酸化物（NO _x ）のひとつです。	15
一般廃棄物	廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものです。一般家庭から排出される家庭ごみの他、事業所などから排出されるオフィスごみなども事業系一般廃棄物として含まれます。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれます。	40
エコオフィス活動	温室効果ガスや廃棄物の排出量の削減等により、オフィスの環境配慮を進める取組です。具体的な取組として、冷暖房温度の適正設定、節電・節水の徹底、エコドライブの推進、グリーン製品の購入推進、新エネ・省エネ機器の導入、ごみ分別の徹底、紙類使用の削減等があげられます。	58
エコドライブ	急発進・急加速をしない、経済速度で走行する、不要なアイドリングをしない、不要な荷物を積んでおかない、タイヤの空気圧を適正に保つなど、燃料消費や環境に配慮した運転のことでです。	58
温室効果ガス	太陽エネルギーによって温められた熱を宇宙へ逃がさない性質を持つ大気中のガスです。国際気候変動枠組条約では、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス（ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）が対象となっています。	25、56、58、
【カ行】		
外来生物	もともとその地域にいなかったのに、人間活動によって他地域（外国からだけではなく、国内の他の地域も含む）から意図的・非意図的にかかわらず入ってきた生物のことを指します。外来生物法では海外から入ってきた生物に焦点を絞り、人間の移動や物流が盛んになり始めた明治時代以降に導入されたものを中心に対応しています。	23、31、54、55

合併処理浄化槽	生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽のことです。	49、50
環境基準	人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで、最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい基準として、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものです。	14、15、16、20、45
環境保全型直接支払交付金	化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する交付金です。2015年度（平成27年度）から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいて、日本型直接支払（多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金）の一つとして実施されています。	52
京都議定書	1997（平成9年）年12月京都で開催されたCOP3（気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議）で採択され、2005年（平成17年）2月に発効しました。先進締約国に対し、2008年（平成20年）～2012年（平成24年）の第一約束期間における温室効果ガスの排出を1990年（平成2年）比で、5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）削減することを義務付けましたが、アメリカは離脱しました。第一約束期間における目標値はすべての参加国が達成しました。第二約束期間（2013年（平成25年）～2020年）に日本は参加していません。	56
京都メカニズムクレジット	京都議定書において温室効果ガス削減数値目標の達成を容易にするために、海外で実施した温室効果ガスの排出削減量等を、自国の排出削減約束の達成に換算することができるとした柔軟性措置のことです。直接的な国内の排出削減以外に共同実施、クリーン開発メカニズム、排出量取引という3つのメカニズムを導入し、さらに森林の吸収量の増大も排出量の削減に算入を認めています。これらを総称して京都メカニズムと呼んでいます。	56
景観育成住民協定	地域の優れた景観を守り育て、次世代に引き継いでいくために、地域住民が一定区域の建物の色彩、形態等の外観や緑化等に関し、自主的な目標やルールを定め景観を守る取組として締結する協定のことです。	48
下水道普及率 汚水処理人口普及率	下水道、農業集落排水施設等、浄化槽（合併処理浄化槽）及びコミュニティ・プラントの汚水処理施設の普及状況を、人口で表した指標を用いて統一的に表現した、汚水処理人口普及率で示しています。 汚水処理人口普及率：総人口に対する下水道、農業集落排水施設等の供用開始公示区域内人口と浄化槽、コミュニティ・プラントによる処理人口の合計人口の割合	21、49
公害	環境基本法では、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう」と定義されています。	5、14、30、31、44、45、46

光化学オキシダント	物の燃焼によって発生する窒素酸化物と、自動車、石油化学工業、有機溶剤の使用過程などから排出される炭化水素とが、大気中で紫外線にあたり複雑な光化学反応をおこして生成される酸化性物質の総称で、オゾンを主成分とする二次汚染物質です。日差しが強くなる春から夏にかけての日中に濃度が高くなり、目を刺激してくしゃみや涙が出たりするほか、植物の葉を白く枯らしたりします。	15
コージェネ	熱源より電力と熱を生産し供給するシステムの総称です。内燃機関（エンジン、タービン）や燃料電池で発電を行ってその際に発生する熱を活用する方法や蒸気ボイラーと蒸気タービンで発電を行って蒸気の一部を熱として活用する方法があります。	26
国際規格 ISO	「中野市国際規格等取得事業補助金交付要綱」の対象となる、国際標準化機構によって定められている ISO9000 シリーズ及び ISO14000 シリーズのことをいいます。	38、39
【サ行】		
再生可能エネルギー	「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」で「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しません。	26、30、31、59、60
里地里山	市街地と人の手が加わっていない原生的な自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念です。	55
ジビエ	狩猟で得た天然の野生鳥獣の食肉を意味するフランス語です。ジビエの利用が増えることで、シカやイノシシなど有害鳥獣の駆除につながることを期待されます。	53
循環型社会	廃棄物等の発生を抑制し(ごみをなるべく出さず)、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し(ごみをできるだけ資源として使い)、適正な廃棄物の処理(使えないごみはきちんと処分)を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のことです。	5、11、41
新エネルギー	1997年(平成9年)施行の「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」で、「非化石エネルギーのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが非化石エネルギーの導入を図るため特に必要なもの」と定義されています。 具体的な種類として、バイオマス燃料製造、バイオマス熱利用、太陽熱利用、温度差熱利用、雪氷熱利用、バイオマス発電、地熱発電(バイナリー発電)、風力発電、水力発電(出力1,000kW以下)、太陽光発電の10種類が規定されています。	26、59

森林吸収源	京都議定書において、二酸化炭素の吸収源として認められている森林のことです。吸収源として認められる森林は、新規植林、再植林、間伐等の適切な森林経営が行われている森林です。	56
森林経営計画	効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的に、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。	52
水源かん養	森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和したり、川の流量を安定させる機能のことです。また、雨水が森林土壌を通過することで、水質が浄化されます。	51
生態系	多様な野生生物と水、大気、土壌、太陽エネルギーの5つの要素が有機的な関係を保つことにより構成された自然のシステムです。	23、51、54、55
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるととしています。	5、54、55
【タ行】		
ダイオキシン類	炭素、塩素、水素などから構成される有機塩素系化合物の一種で、一般にポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB、またはダイオキシン様PCBとも呼ばれている。)のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいます。	16、45
大腸菌群数	大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいい、水中の大腸菌群数はし尿汚染の指標として使われています。	20
地球温暖化	地球は太陽からの日射を受ける一方で、地表面から赤外線を放出しています。この赤外線を吸収する二酸化炭素などの気体を温室効果ガスといい、人間の活動により大量に放出されることで、大気中の濃度が増加し地表の温度が上昇することです。	5、25、30、56、59
中水	飲料水(上水)と排水(下水)の間の水質の水のことです。トイレの水洗用水や庭木の水やり、自動車の洗車等に利用できます。	50
デマンドタクシー	予約に応じて運行する乗合のタクシーのことです。本市では、「中野・延徳・平野・高丘地区」で運行し、電話で「乗車便」「停留所」「行く先」を予約して使用します。	28、58
【ナ行】		
二酸化窒素	窒素の酸化物で赤褐色の気体。発生源はボイラーや自動車などの燃焼過程、硝酸製造等の工程などがあります。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化されます。また、生物活動に由来する自然発生があります。	15
【ハ行】		
パークアンドライド	市街地の渋滞解消やマイカー台数削減のために、郊外に駐車スペースを設け、市街地へはバスや電車に乗り換えをする取組です。	58
ばい煙	燃料の燃焼などによって発生し、排出される「すす」と「煙」のことです。	15

バイオマス	生物 (bio) の量 (mass) の意味で、再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源 (化石燃料は除く) のことを指します。基本的には草食動物の排泄物を含め 1 年から数十年で再生産できる植物体を起源とします。	60
ハイブリッド車	エンジンとモータの 2 つの動力源をもち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車です。	58
ビオトープ	工業の進展や都市化などによって失われた生態系を復元し、本来その地域にすむさまざまな野生生物が生息することができる空間のことで、「生物の生息空間」と訳されます。ギリシャ語で「生物」を意味する「bios」と「場所」を意味する「topos」の合成語です。	55
人・農地プラン	地域の話し合いを通じ、集落や地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。プランには、将来にわたり地域農業の中心となる経営体 (人・組織) の明確化、新規就農者の誘致と確保・育成、地域内の農地利用の将来像等が記載され、プランに参加すると国の支援を受けることができます。	52
フードドライブ	food (たべもの)、drive (運動) で、「食べ物を集める運動」という意味で、広く住民に呼びかけて食料を持ち寄る活動のことをいいます。一般家庭にある食品を学校や職場、グループ等、様々な機関・団体が拠点となり食品を集め、集まった食品をフードバンク団体や福祉施設等に寄付します。	41
フードバンク	包装の破損や印字ミス、賞味期限が近い、過剰在庫など、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO 等が食品メーカーから寄贈してもらい、福祉施設や困窮世帯等に無償提供する活動です。	41、42
浮遊粒子状物質	大気中に浮遊している粒子状物質で、粒径が $10\mu\text{m}$ (0.01mm) 以下の非常に細かな粒子のことです。粒子の直径 (粒径) が $2.5\mu\text{m}$ (0.0025mm) 以下と定義される「微小粒子状物質」(PM2.5) もあります。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来 (火山、森林火災など) のものがあります。	15
ふるさと納税	ふるさとや応援したい自治体に寄附ができる制度のことです。手続きをすると、所得税や住民税の還付・控除が受けられ、多くの自治体では地域の名産品などの返礼品があります。本市では 2016 年度 (平成 28 年度) に 2 万件、3 億円近い寄附がありました。	52、53
ペレットストーブ	間伐材などの木材の粉碎物を直径 6 ~ 8 mm 程度の円筒形に固形化したペレットを燃料にするストーブのことです。	26、59、60
放射線量	放射線の量の大きさのことをいい、放射線を受けたときの体への影響の度合いを表す表示単位がシーベルト (Sv) です。シーベルトの 1,000 分の 1 がミリシーベルト (mSv)、100 万分の 1 がマイクロシーベルト (μSv) です。	17、45、46
【ラ行】		
ラフティング	ゴムボートを使って行う川下りのことです。	9、55
リサイクル率	資源物 (市回収量+団体回収量) ÷ ゴミ総排出量 (可燃ごみ+埋立ごみ+資源物) × 100 で計算しています。	11、41

【A～Z】		
BOD（生物化学的酸素要求量）	水中の有機物が微生物の働きにより分解されるときに消費される酸素の量です。河川の水の汚れを表す代表的な指標の一つです。	20、45
DO（溶存酸素）	水中に溶解している酸素の量のこと、河川の水の汚れを表す代表的な指標の一つです。水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると、多量の酸素が消費され、水中の溶存酸素濃度が低下します。溶存酸素の低下は、水域の浄化作用を低下させ、また水生生物の窒息死を招きます。	20
ESCO 事業	Energy Service Company の略称。省エネルギーを企業活動として行う事業で、顧客にエネルギーサービスを提供するビジネスです。事業者は工場やビルの省エネルギーに関する省エネ診断、方策導入のための設計・施工、導入設備の保守・運転管理、事業資金の調達など包括的サービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、その効果を保証します。事業者は顧客の省エネルギー効果の一部から報酬を受け取ります。	58
NPO	非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援の下で社会的な公益活動を行う組織・団体のことです。	38、39
PDCA サイクル	計画を実効性のある取組としていくために、①計画（Plan）を立て、②実行（Do）、③点検・評価（Check）をして、④見直し（Action）を行い、次の計画（Plan）に反映させるという工程を繰り返し行うシステムのことです。	62
pH（水素イオン濃度）	pHが7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示します。河川水は通常 pH6.5～8.5を示しますが、石灰岩地帯や田畑など流域の地質、生活排水、工場排水などの人為汚染、夏期における植物プランクトンの光合成等の要因により酸性にもアルカリ性にも変化します。	20
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのことです。コメントやトラックバック機能などの機能を含むブログも広い意味では含まれます。	35
SS（浮遊物質）	水中に浮遊または懸濁している直径 2mm 以下の粒子状物質のことで、沈降性の少ない粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸・分解物・付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれます。浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまって死んだり、光の透過が妨げられて水中の植物の光合成に影響し発育を阻害することがあります。	20